

指定地外貨物検査許可申請書 (C - 5390)

「**検査を受けようとする時間**」欄は、検査のために派遣される税関職員数に検査に要すると思われる時間を乗じたものとする。ただし、この場合において、検査のための往復の時間は計算に入れない。

「**許可手数料の金額**」欄には、検査に要する1時間までごと(端数は、1時間に切り上げる)に5,000円の手数料とし、これに上記の「**検査を受けようとする時間**」を乗じた金額を記載する。

なお、輸出又は輸入される貨物が2以上の申告に分かれているような場合であっても、申請書が同一人で同一場所にある貨物を同一日時に検査する場合は、1申請とする。